

横浜市行政不服審査会答申  
(第31号)

平成30年3月14日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「平成 29 年度市民税・県民税税額変更処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事案概要

緑区長（以下「処分庁」という。）は、平成 29 年 6 月 1 日、審査請求人に対して、平成 29 年度市民税・県民税賦課決定処分（以下「先行処分」という。）をし、その後、緑税務署において、審査請求人が同年 3 月 6 日に提出した平成 28 年分の確定申告書（以下「本件確定申告書」という。）の添付資料である給与所得の源泉徴収票（以下「本件源泉徴収票」という。）を確認したところ、所得控除の金額に誤りがあったことから、同年 8 月 4 日、平成 29 年度市民税・県民税税額変更処分（以下「本件処分」という。）をした。

本件は、審査請求人が、緑税務署に確定申告書の添付書類として源泉徴収票を提出しているにもかかわらず、先行処分による税額を変更する本件処分を行うことは違法であり許されないとして、同年 8 月 7 日、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った事案である。

## 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、平成 29 年 3 月 6 日、審査請求人の勤務先である株式会社 A（以下「本件株式会社」という。）が発行した本件源泉徴収票を添付し、本件確定申告書を緑税務署に提出した。
- (2) 本件源泉徴収票には、所得控除額の内訳として、社会保険料控除額、生命保険料控除額及び地震保険料控除額の各金額の記載がある。それにもかかわらず、処分庁は、本件源泉徴収票を確認することを怠り、所得控除額の内訳を誤って、社会保険料控除額、生命保険料控除額及び地震保険料控除額を区別することなく、全てを社会保険料控除額として税額を計算し、審査請求人に対して、先行処分をした。
- (3) 審査請求人の平成 28 年分の確定申告の内容には一切変更が生じていない以上、新たに税額計算の基礎となる事実が判明したということもない。し

たがって、先行処分による税額を変更する本件処分を行うことは違法であり許されない。

#### 4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

(1) 処分庁は、審査請求人が緑税務署に提出した本件確定申告書を基に平成29年度市民税・県民税の税額算定を行ったが、その際、本件確定申告書に給与の支払者として記載されていた本件株式会社から給与支払報告書の提出がされていなかったため、審査請求人の所得控除額の内訳を確認できなかった。そこで、処分庁は、所得控除額のうち、基礎控除額を除いた額を社会保険料控除額として税額算定を行った。

処分庁は、先行処分を行った後、緑税務署において、本件源泉徴収票を調査・確認した。本件源泉徴収票の記載のとおり所得控除額の内訳を変更して税額算定を行った結果、平成29年度市民税・県民税の税額を1,700円増加することとなったので、本件処分を行った。

(2) 本件処分は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）に基づくものであって、違法又は不当な点はない。

#### 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

#### 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 先行処分に当たって源泉徴収票は必要であるか

法第315条は「市町村は、第294条第1項第1号の者に対して所得割を課する場合においては、次の各号に定めるところによって、その者の第313条第1項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定するものとする」と定め、同条第1号において「その者が所得税に係る申告書を提出し、

又は政府が総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額を更正し、若しくは決定した場合においては、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額を基準として算定する」と定めるところ、本件確定申告書の提出により、総所得金額が決定されているから、平成 29 年度市民税・県民税の税額は、本件確定申告書に記載された金額を基準として算定することとなる。

そして、本件確定申告書のごとく、所得税に係る申告書について、法第 325 条は、「市町村長が市町村民税の賦課徴収について、政府に対し、所得税又は法人税の納税義務者が政府に提出した申告書…を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係書類を市町村長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。この場合において、政府が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第 4 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該関係書類を閲覧させ、又は記録させるときは、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務省令で定める基準に従って行うものとする」と定めるところ、国からの通知である「所得税申告書等の地方団体への電子的送付について」（平成 22 年 6 月 29 日総税企第 71 号）によって、市民税・県民税の算定の基礎となる金額が記載された確定申告書が国税庁から各地方団体に対して電子的に送付されることとなっている。

したがって、確定申告書を提出し、総所得金額が決定されている場合においては、処分庁は、確定申告書のみで、適法に市民税・県民税を賦課できるのであるから、源泉徴収票の確認をしていないとしても、それゆえに市民税・県民税賦課決定処分が違法となるものということとはできない。

なお、本件では、緑税務署から本件確定申告書の電子的送付を受け、先行処分を行っているのであるから、先行処分は、この点において何ら違法な点はない。

## (2) 本件における税額変更の必要性

審査請求人は、「審査請求人の平成 28 年分の確定申告の内容には一切変更が生じていない以上、新たに税額計算の基礎となる事実が判明したということもない。したがって、先行処分による税額を変更する本件処分を行うことは違法であり許されない。」と主張する。

この点、法第 321 条の 2 第 1 項は、「市町村長は、普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を第 325 条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、又は賦課する必要を認めた場合には、すでに第 315 条第 1 号ただし書若しくは第 2 号又は第 316 条の規定を適用して個人の市町村民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分を追徴しなければならない」と定める。

ところで、処分庁においては、(1)のとおり、確定申告書のみにより、市民税・県民税を賦課しているものであるが、本件株式会社からは横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 35 条の 2 第 1 項の規定に基づき、本件源泉徴収票と同内容の給与支払報告書が提出されるため、実務上は、本件確定申告書の記載内容の確認は行えることとなっている。

ところが本件においては、本件株式会社から処分庁に対して、給与支払報告書が提出されなかったことから、処分庁は、平成 29 年 6 月 1 日付けの先行処分の後、法第 325 条の規定により、本件源泉徴収票の閲覧をし、その結果、先行処分に係る所得控除に誤りがあることが判明したことは、その内容も含め、証拠上明らかといえる。

そうである以上、本件においては、平成 29 年 6 月 1 日付けの先行処分により賦課した税額を変更する必要があることは法第 321 条の 2 第 1 項の定めからも明らかといえる。

したがって、審査請求人の確定申告の内容に修正等がないとしても、本件処分が違法となる理由はないから、審査請求人の主張には理由がない。

### (3) 本件処分による平成 29 年度市民税・県民税の税額の適法性

法は、賦課期日現在、市内に住所を有する個人に対して、均等割額及び所得割額の合計額によって市民税・県民税を課すこととしているところ（法第 23 条、第 24 条第 1 項第 1 号、第 39 条、第 41 条第 1 項、第 292 条、第 294 条第 1 項第 1 号及び第 318 条）、審査請求人に賦課されるべき市民税・県民税の均等割額及び所得割額は次のとおりとなる。

#### ア 均等割額

市民税の均等割額について、まず、横浜市市税条例第 25 条は、同条例

第 21 条第 1 項第 1 号（区内に住所を有する個人）又は第 2 号の者に対して課する均等割の税率は、年額 3,000 円とする旨を定めており、その上で、同条例附則第 9 条の 4 の 2 は、「平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の住民税に限り、均等割の税率は、第 25 条の規定にかかわらず、同条に規定する額に 500 円を加算した額とする」と定めている。そして、横浜みどり税条例（平成 20 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 項は、「平成 26 年度から平成 30 年度までの各年度分の個人の市民税の均等割の税率は、市税条例附則第 9 条の 4 の 2 の規定にかかわらず、同条に定める額に 900 円を加算した額とする」と定めているから、市民税の均等割額は、4,400 円となる。

次に、県民税の均等割額について、神奈川県県税条例（昭和 45 年神奈川県条例第 26 号）第 11 条は、「個人の均等割の税率は、1,000 円とする」と定め、その上で、同条例附則第 7 項は、「平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、第 11 条の規定にかかわらず、1,500 円とする」と定めている。そして、同条例附則第 39 項は、平成 29 年度から平成 33 年度までの各年度分の個人の県民税について、均等割の税率は、同条例第 11 条及び附則第 7 項の規定にかかわらず、1,800 円とする」と定めているから、県民税の均等割額は、1,800 円となる。

したがって、本件処分における市民税・県民税に係る均等割額は、6,200 円となる。

#### イ 所得割額

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林総所得金額の合計額を基に算定することとされており（法第 35 条第 1 項及び第 314 条の 3 第 1 項）、課税総所得金額は、前年の総所得金額から法第 34 条の規定による所得控除をした後の金額とされている（法第 35 条第 2 項及び第 314 条の 3 第 2 項）。

本件において、審査請求人の平成 28 年の給与所得は、証拠によれば、3,058,770 円であるところ、法及び所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）の規定により給与所得控除額を控除した総所得金額は、1,959,200 円となる（法第 32 条第 1 項及び第 2 項並びに第 313 条第 1 項及び第 2 項並びに所得税法第 22 条第 2 項並びに第 28 条第 1 項及び第 4 項）。

そして、処分庁は、先行処分においては、社会保険料控除額 577,862 円、医療費控除額 31,272 円及び基礎控除額 330,000 円の合計 939,134 円を所得控除の合計額とし、総所得金額 1,959,200 円からこれを控除した 1,020,000 円（法第 20 条の 4 の 2 により 1,000 円未満切り捨て）を課税総所得金額としたが、本件処分においては、社会保険料控除額 522,042 円、医療費控除額 31,272 円、生命保険料控除額 35,000 円、地震保険料控除額 2,910 円及び基礎控除額 330,000 円の合計 921,224 円を所得控除の合計額として、総所得金額からこれを控除した 1,037,000 円（法第 20 条の 4 の 2 により 1,000 円未満切り捨て）を課税総所得金額としていることが認められる。

この点、本件処分における所得控除についてみると、まず、社会保険料控除額は、前年中に給与から控除される金額とされているところ（法第 34 条第 1 項第 3 号及び第 314 条の 2 第 1 項第 3 号）、本件源泉徴収票において社会保険料等の金額として 522,042 円の記載があるから、本件処分における社会保険料控除額は、522,042 円となる。

次に、医療費控除額は、所得税法第 73 条第 1 項において、総所得金額等の合計額の 100 分の 5 に相当する金額を超えるときは、その超える部分の金額とされているところ、本件確定申告書における医療費控除の金額として 31,272 円の記載がある。そして、法においても、医療費控除額については、所得税法のかかる規定と同様の定めをしているから（法第 34 条第 1 項第 2 号及び第 314 条の 2 第 1 項第 2 号）、本件処分における医療費控除額は、31,272 円となる。

次に、生命保険料控除額は、前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が 7 万円を超える場合には 35,000 円とされているところ（法第 34 条第 1 項第 5 号イ(2)(iv)及び第 314 条の 2 第 1 項第 5 号イ(2)(iv)）、本件源泉徴収票において旧生命保険料の金額として 191,263 円の記載があるから、本件処分における生命保険料控除額は、35,000 円となる。

次に、地震保険料控除額は、所得税法第 77 条第 1 項において、その年中に支払った地震保険料の金額の合計額を総所得金額から控除することとされているところ、本件源泉徴収票には、地震保険料控除の金額として 5,820 円の記載があるから、審査請求人が平成 28 年中に支払った地震保険

料の金額の合計額は、5,820円と認められる。そして、法において、地震保険料額は、前年中に支払った地震保険料の金額の合計額の2分の1に相当する金額とされているから（法第34条第1項第5号の3及び第314条の2第1項第5号の3）、本件処分における地震保険料控除額は、2,910円となる。

したがって、その他所得控除として控除すべき金額は認められず、本件処分における所得控除の額は、これらに基礎控除額330,000円（法第34条第2項及び第314条の2第2項）を加えた額921,224円となるから、処分庁の決定に何ら違法な点はない。

そして、市民税の所得割額については、「課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の6を乗じて得た金額とする」と定めるところ（横浜市市税条例第29条の2第1項。平成29年10月横浜市条例第34号による改正前のもの。）、1,037,000円に100分の6を乗じて得た金額は62,220円となり、本件においては、ここから調整控除額1,500円（法第314条の6）を控除した60,700円（法第20条の4の2により100円未満切り捨て）が、本件処分における市民税に係る所得割額となる。また、県民税の所得割額については、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、「100分の4.025」を乗じて得た金額とすると定めるところ（神奈川県県税条例附則第39項第1号。平成29年神奈川県条例第48号による改正前のもの。）、1,037,000円に100分の4.025を乗じて得た金額は41,739円となり、本件においては、ここから調整控除額1,000円（法第37条）を控除した40,700円（法第20条の4の2により100円未満切り捨て）が、本件処分における県民税に係る所得割額となる。

以上のとおり、審査請求人に課されるべき市民税・県民税の合計額は、市民税65,100円（均等割額4,400円・所得割額60,700円）、県民税42,500円（均等割額1,800円・所得割額40,700円）の合計額107,600円であるから、本件処分による平成29年度市民税・県民税の税額には何ら違法な点はない。

#### (4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。



(5) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成29年 9 月 12 日	・ 審査請求書（副本）送付及び弁明書の提出等依頼
平成29年 9 月 29 日	・ 弁明書の受理
平成29年10月 13 日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成29年10月 23 日	・ 反論書の受理
平成29年10月 31 日	・ 反論書（副本）の送付
平成29年12月 1 日	・ 口頭意見陳述
平成29年12月 1 日	・ 処分庁に対する質問書の送付
平成29年12月 11 日	・ 処分庁から質問に対する回答書の受理
平成30年 2 月 15 日	・ 審理手続の終結
平成30年 2 月 21 日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成30年 2 月 21 日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成30年 3 月 14 日	・ 調査審議